

阿賀野市条例第 3 1 号

阿賀野市議会委員会条例の一部を改正する条例

阿賀野市議会委員会条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「少なくとも二」を「それぞれ一」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項第 1 号中「1 0 人」を「8 人」に改め、同号中クをケとし、ウからキまでをエからクとし、イの次に次のように加える。

ウ 生涯学習課の所管に関する事項

第 2 条第 2 項第 2 号中「社会厚生」を「産業厚生」に、「1 0 人」を「8 人」に改め、同号ア中「民生部」の次に「(生涯学習課を除く)」を加え、同号中イをオとし、アの次に次のように加える。

イ 産業建設部の所管に関する事項

ウ 上下水道局（水道事業）の所管に関する事項

エ 農業委員会の所管に関する事項

第 2 条第 2 項第 3 号を削る。

第 2 9 条第 3 項中「第 2 8 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。